平成 24 年 3 月 16 日

各　　位

会 社 名　株式会社　エプコ
代表者名　代表取締役社長　岩崎　辰之
（JASDAQ　コード番号　2311）
問合せ先　専務取締役経営管理グループ長
吉原 信一郎
（TEL. 03－5244－6387 ）

決算期の変更及び定款の(一部)変更に関するお知らせ

当社は、平成２４年３月１６日開催の取締役会において、平成２４年４月２５日に開催予定の第２２回定時株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、決算期を変更することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１．変更の理由

当社の事業年度は毎年２月１日から翌年１月３１日までとしておりますが、当社グループの予算編成や業績管理等において効率的な業務執行とグループ経営の推進を図るため、当社の決算期を変更することでグループ全体の決算期を統一するとともに、将来適用が検討されている国際財務報告基準（IFRS）に規定されている連結会社の決算期統一の必要性にも対応を図るため、当社の事業年度を毎年１月１日から１２月３１日までに変更するものであります。(変更案第２６条)

定款の一部変更につきましては、事業年度の変更に伴い、当社現行定款第１０条(基準日)、第１１条(招集の時期)、第２６条(事業年度)、第２７条第２項(剰余金の配当)に関する規定について、条文の文言の修正を行うとともに、移行期間となる第２３期に関する所要の規定を附則に設けるものであります。

２．決算期変更の内容

現在　　：毎年　２月１日から　１月３１日まで
変更後　：毎年　１月１日から１２月３１日まで
注：事業年度の変更に伴い、第２３期事業年度は平成２４年２月１日から平成２４年１２月３１日までの１１ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として新たに附則を設けることといたします。

３．今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第２３期の業績見通しにつきましては、本日発表いたしました「平成２４年１月期決算短信」をご参照ください。

４．定款変更の内容

変更の内容は、下記のとおりであります。

（下線部は変更部分）

現行定款	変更案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（基準日） 第10条　当会社は、毎年１月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	（基準日） 第10条　当会社は、毎年12月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
（招集の時期） 第11条　当会社の定時株主総会は、毎年４月にこれを招集する。	（招集の時期） 第11条　当会社の定時株主総会は、毎年３月にこれを招集する。
（略）	（略）
第６章　計　　算	第６章　計　　算
（事業年度） 第26条　当会社の事業年度は、毎年２月１日から翌年１月31日までとする。	（事業年度） 第26条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までとする。
（剰余金の配当） 第27条　（条文記載省略）	（剰余金の配当） 第27条　（現行どおり）
2.　前項のほか、取締役会の決議により、毎年７月31日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	2.　前項のほか、取締役会の決議により、毎年６月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
（新　設）	附則 第１条　第10条（基準日）及び第11条（招集の時期）、第26条（事業年度）の規定の変更は、平成24年5月１日からこの効力を生じる。 なお、本附則は、効力発生後にこれを削除する。 第２条　第26条（事業年度）の規定にかかわらず、平成24年2月1日から始まる第23期事業年度は、平成24年12月31日までの11ヶ月間とする。 なお、本附則は、第23期事業年度経過後にこれを削除する。 第３条　第27条第2項（剰余金配当の基準日）の規定の変更は、平成25年１月１日からその効力を生じる。 なお、本附則は、効力発生後にこれを削除する。

５．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成24年4月25日（水）
定款変更の効力発生日	平成24年4月25日（水）

以上